宮城県柴田高等学校父母教師会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は宮城県柴田高等学校父母教師会(通称柴田高PTA)と称し、事務局 を同校内に置く。
- 第2条 本会は父母と教職員が協力して、本校教育の主旨に基づき、教育の向上 と生徒の福祉増進を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1 生徒の人格、教養及び情操の向上に関すること。
 - 2 会員相互の研修及び教育環境に関すること。
 - 3 学校と家庭との連絡、協力に関すること。
 - 4 教育施設及び教育環境に関すること。
 - 5 教職員の調査研究及び生徒の学習の援助に関すること。
 - 6 その他、本会の目的を達成するのに必要な事業。
- 第4条 本会は教育を本旨とする民主的団体で、非宗教的、非政党的活動をする。
- 第5条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉も受けない。
- 第6条 本会は学校の問題に関し、校長、教師及び教育委員会と協議し、その活動に協力するために意見を具申し参考資料を提供するが、直接、行政及び 人事に干渉しない。

第2章 組 織

- 第7条 本会は宮城県柴田高等学校生徒の父母(又はこれに代わるもの)と同校 に勤務する教職員並びに本会の目的を賛助し、総会において推薦した者を もって組織する。
- 第8条 本会の会員は役員の選挙及び被選挙権並びに所定の会議に出席して発 言する権利を有し、本会の会費を納入する義務を負う。
- 第9条 本会の事業を執行するため、専門委員会、学年委員会及び支部(又は地区)を置く。

第3章 役 員

第10条 本会に次の役員を置き、役員会を組織する。

会長1名、副会長3名(父母側3名、学校側1名)、幹事若干名、 会計3名(父母側2名、学校側1名)、監事3名、 学年委員長3名(各学年1名)、事務局長1名、書記若干名、

- 第11条 会長、副会長、幹事、会計、監事は各学年及び学校から候補者選考委員 を挙げて選出し、総会の承認を経てこれを決める。
 - 1 候補者選考委員は会員の代表5名(父母側3名、学校側2名)をもって構成 する。
 - 2 学年委員は各学級より2名(学年8名)を選出する。
 - 3 学年委員長、副委員長は学年委員の中から互選とする。
 - 4 支部長(又は地区会長)は各支部(又は各地区)において選出する。
 - 5 事務局、専門委員及び書記は役員会にはかって会長がこれを委嘱する。

- 第12条 本会の各役員は次の任務にあたる。
 - 1 会長は本会を代表し、会務を統理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、そ の任務を代行する。
 - 3 幹事は会務を掌る。
 - 4 会計は本会の会計を掌る。
 - 5 監事は本会会計の監査にあたる。
 - 6 学年委員長は学年委員会を統理する。
 - 7 学年副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その任務を代行する。
 - 8 学年委員は各学年の事業の企画・運営にあたる。
 - 9 支部長(又は地区会長)は支部(又は地区)の会務を統理する。
 - 10 事務局長は会長の命を受けて本会の事務を掌理する。
 - 11 書記は本会の庶務会計及び議事、その他の記録の任にあたる。
- 第13条 役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。役員は任期が終了して も新任者が決まるまでは、その義務を行わなければならない。後任者の任 期は前任者の残任期間とする。
- 第14条 本会に参与を置く。参与は学校長をもってこれにあて、会長が委嘱する。 参与は本会の事務に参与し、総会、役員会、学年委員会及び学年総会(通 称学年PTA)に出席して意見を述べることができる。

第4章 会 議

- 第15条 本会の会議は総会、役員会、学年委員会及び学年総会(通称学年PTA)及び支部(又は地区)会とする。
- 第16条 総会は毎年1回会長がこれを招集する。但し、委員会が必要と認めたときは臨時に開くことができる。総会においては次の事項について審議し、出席会員の過半数をもってこれを議決する。なお会則の改正については、別にこれを定める。
 - 1 事業計画、予算の議決及び決算の承認
 - 2 役員の承認
 - 3 その他必要事項の承認
 - 4 教育に関する事項の連絡、研究及び懇談
- 第17条 役員会は必要に応じて、会長がそれを招集し、会務の執行に関して連絡・協議する。
- 第18条 総会及び役員会は会長がこれを招集し、総会の議長は総会において選出 し、役員会の議長は会長があたる。
- 第19条 学年委員会は学年委員長が会長の承認を得て、必要に応じて開き次の事項について審議決定する。但し、重要事項については学年総会にはかるものとする。
 - 1 教育行事に関すること。
 - 2 生徒の奨学に関すること。
 - 3 生徒の進路に関すること。
 - 4 生徒の福利厚生に関すること。
 - 5 その他必要な事項。

- 第20条 学年総会(学年PTA)は学年委員長が会長の承認を得、必要に応じてこれ を開き、次の事項を行う。
 - 1 学年委員会での決定事項の報告
 - 2 学校よりの連絡並びに報告
 - 3 学年委員会提出の重要課題の審議
 - 4 その他必要な事項
- 第21条 会議の議事については、書記がその要点を記載した議事録を作成し、出 席者2名以上の署名を受けなければならない。

第5章 会 計

- 第22条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあたる。
- 第23条 会費は総会においてこれを定める。
- 第24条 臨時会費は必要の都度会員から徴収する。但し特別の事情のあるものについては会費を減免することができる。
- 第25条 半年以上の留学または、休学の場合、会費を減免することができる。
- 第26条 会計は現金出納簿、その他必要な帳簿を備え、出納を記録しなければならない。
- 第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。
- 第28条 会計は年2回監査を受けなければならない。
- 第29条 本会の財産は第2条目的達成以外に使用することができない。

第6章 事務局

- 第30条 本会に事務局を置く。事務局長は会長の監督の下に書類の作成、保管その他の事務を掌理し、他の職員に事務を分掌させることができる。
- 第31条 本会の会則を改正するには総会において出席会員の3分の2以上の賛同 を得なければならない。

附則

- 1 この会則に定めたもののほか本会の運営に必要な事務規定は役員会にはかって会長が別に定めることができる。
- 2 この会則は昭和61年4月8日からこれを施行する。
- 3 この会則は昭和62年4月24日から一部改正施行する。
- 4 この会則は昭和63年4月26日から一部改正施行する。
- 5 この会則は平成16年4月29日から一部改正施行する。
- 6 この会則は平成21年4月26日から一部改正施行する。